

「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」(第8回)議事要旨

【開催日時】 平成14年9月19日(木) 午前10時～11時30分

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 1. 決済制度改革の推進等に関するコンサルティングのこれまでの検討状況の報告について
2. その他

【議事要旨】

議事に入る前に、座長代理である大和証券 SMBC の吉田次長から、(株)証券保管振替機構における一般債小委員会等の検討状況等について報告が行われた。

1. 決済制度改革の推進等に関するコンサルティングのこれまでの検討状況の報告について
前回の会合において、当ワーキング・グループの発足当初から計画していたコンサルティングの活用について、事務局より報告したところであるが、その後の検討状況について報告を行った。

事務局から、コンサルティング会社については、プレゼンテーションに基づく選定を行った結果、アクセンチュア(株)とトレードウィン(株)とのジョイント作業と決定した旨、及び本年5月中旬以降、ほぼ毎週(12回)、当ワーキング・グループのコア・メンバーの方々と会合を持ち、証券決済制度改革に関するコンサルティング作業(証券決済制度改革の実現に向けての全体像の明確化、検討課題の整理、改革のスケジュール(工程表)の作成作業等)を進めている旨説明を行った。また、当初、当該コンサルティングに係る調査報告書の提出予定時期を本年9月末としていたが、検討状況を踏まえると10月下旬になる見込みである旨合わせて報告した。
引き続き、アクセンチュア(株)の担当者から、これまでの検討状況について報告が行われた。

2. その他

事務局から、証券受渡・決済制度改革懇談会の「証券受渡・決済制度改革に関する中間報告書(2000年3月)」(以下「中間報告書」という。)において、「決済期間の短縮化についての検討に当たっては、株式、一般債、国債の取引を中心に、2002年度中を目途に決済期間のT+1を実現することを前提」とする旨の報告がなされていたが、現在推進中の証券決済制度改革に対応したインフラの整備等のスケジュールと整合するように、実現目途の見直しを図ることが必要となっているため、コア・メンバー打合せ会では、当ワーキング・グループで「中間報告書」についての対応を図ることが適当であるとの認識となった旨報告が行われた。

上記1及び2に関連した主な意見

- ・ マスコミに「米国にハシゴをはずされた」等と報じられているが、我が国におけるT+1の意義

はもともと米国とは異なると思う。我が国では決済制度の統一ならびにペーパーレス化、DVP実現及び清算機関の設立により、まず、国際水準の決済システムを作るという証券決済制度改革が根底にあり、当時米国がT+1を旗印にしていたので、日本もSTP化を進めて同時にT+1も実現しようという意味で証券決済改革のスローガンとして捉えられていたと思う。現在では、証券決済制度に関する法整備や、決済機関・清算機関の枠組みもほぼ整えられたので、今後はより具体的に(DVP)決済システムを作り上げ、その上でSTPを進めT+1を実現させるというプロセスになるのではないかと。今回のコンサルティング報告書において、あらためてT+1の意義を捉え直していただきたい。

- ・ 現在検討中の制度整備もあり、株券不発行や加入者保護信託及び国債のペーパーレス化に伴う事務対応等、相当の影響があるもの、時間軸の近いものについては取り込んで開示してもらいたい。T+1の件については全体論としては同感だが、商品単位で捉え方は異なるので、その視点も加えてほしい。
- ・ 国債について主要国ではT+1が実現し、米国も20年以上前からT+1をやっており、商品毎に状況は異なるのではないかと。基本的認識として、ペーパーレス化(無券面化・不動化)がされないDVPもSTPもできないが、この前提は達成されつつある。しかし、DVPが全商品について実現できていないと国際標準が実現できていないとされており、DVPのプライオリティは高いと考える。ペーパーレス、DVPが実現できている商品についてはSTPをどうするかという議論だと思う。
- ・ T+1の実現が本来の目的ではない。T+1は市場活性化やリスク削減に意味がある反面、オペレーショナル・ミスを犯した場合に訂正するための時間がない等の負の側面がある。市場間競争もあるのでT+1を目指す必要があるが、いたずらに急ぐのではなく、そのような点をきちんと踏まえた上で議論をしていくべきであると考え。
- ・ 地理的に極東にある日本はアメリカ以上にT+1の実現が難しいが、クロスボーダー取引をどのように決済していくか考える必要がある。T+1実現時期を見直すことに異論はないが、最終的にT+1を実現するためにはさらに議論していかなければならない。
- ・ 我が国の証券市場の国際競争力の強化に資する証券決済システムの構築を図るためにはその基盤となるDVP決済の実現が証券決済制度改革における最優先課題と考える。したがって、証券決済制度改革に対応したインフラ整備、すなわちDVP決済・STP化の完成を図るとの合意の下、米国の状況等も踏まえ、我が国における決済期間の短縮化の意義、実現の時期について検討すべきではないか。また、T+1の実現時期については、解決しなければならない課題が多いことから、これらの課題解決の進捗状況を見極めた上で検討すべきではないかと思われる。
- ・ T+1は証券決済制度改革のシンボルとして浸透しており、ペーパーレス化等の法整備実現に際して推進力にもなっていると思う。しかし、現在の米国の状況では、国際比較という点では意義は薄れ、また、オペレーショナル・リスク等も認識されており、証券決済制度改革においてT+1の位置付けをどうするか考え直す時期に来ているのは事実だと思う。ただ、単に米国が遅れたから我が国の対応も遅れるというのはいかがかと思う。今後、マイルストーンの設定や具体的スケジュールに基づいたシステム設計等をどうするか等、具体的なプロ

セスの形成が必要になると思う。

上記の意見を踏まえ、「中間報告書」の「決済期間の T+1 の実現時期」の取扱いについては、当ワーキング・グループに諮った上で、その対応内容を10月下旬(予定)のコンサルティングの「報告書」に証券決済制度改革の位置付けとして盛り込むこととなった。また、コンサルティングの「報告書」については、10月末ないし11月上旬に開催予定の当ワーキング・グループでその内容について諮ることとなった。

また、去る9月11日に法制審議会会社法(株券の不発行等関係)部会が開催され、株券の不発行等関係についての検討が開始された旨、法務省の担当官から報告が行われた。

以上

お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター

TEL : 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。